

経協インフラ戦略会議の開催について

平成25年 3月12日
内閣総理大臣決裁
令和5年4月14日
一部改正
令和8年3月4日
一部改正

1. 我が国企業によるインフラシステムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、経協インフラ戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣官房長官
構成員 日本成長戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
3. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。